熊谷市コミュニティポイント付与要領

（目的）

第１条　この要領は、熊谷市コミュニティポイント事業実施要綱（令和６年１月３１日決裁。以下「実施要綱」という。）第１条の目的を達成するために付与するコミュニティポイント（以下「クマポ」という。）について必要な事項を定める。

（クマポの付与数）

第２条　クマポの付与数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　実施要綱第６条第１項第１号に規定するボランティア活動及び地域活動の場合

ア　活動時間が３０分以上２時間未満　１回当たり１人につき１００クマポ

イ　活動時間が２時間以上４時間未満　１回当たり１人につき３００クマポ

ウ　活動時間が４時間以上　１回当たり１人につき５００クマポ

エ　１月を通して継続的にボランティア等をしたとき　１人１月につき５００クマポ

⑵　実施要綱第６条第１項第２号に規定する地域コミュニティの活性化に資するイベントの場合　１回当たり　５０クマポ

⑶　実施要綱第６条第１項第３号に規定する市長が適当と認める活動等の場合　当該活動の態様により、第１号及び前号に準ずる。

２　実施要綱第５条の登録を受けた付与対象団体（以下「登録付与対象団体」という。）の代表者は、付与されたクマポを、前項各号の区分に応じて、ボランティア等又はイベントの参加者に付与するものとする。ただし、実施要綱第７条第２項の規定により主催団体に代わって実施要綱第６条の活動等に参加した者に付与する場合はこの

限りでない。

（クマポの付与申請）

第３条　登録付与対象団体は、クマポの付与を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面（電子メール又はこれに類する方法を含む。以下同じ。）により、市長に申請しなければならない。

⑴　団体名及び団体の所在地

⑵　団体代表者氏名

⑶　付与を受けようとするクマポの数

⑷　次に掲げる付与対象活動の種類の別

ア　実施要綱第６条第１項第１号に規定するボランティア活動及び地域活動

イ　実施要綱第６条第１項第２号に規定する地域コミュニティの活性化に資するイベント

ウ　実施要綱第６条第１項第３号に規定する市長が適当と認める活動等

⑸　事業の目的・内容

⑹　事業実施により見込まれる効果

⑺　事業の実施日又は開始日及び終了日

⑻　事業実施の開始時刻及び終了予定時刻

⑼　事業の実施場所

⑽　参加予定人数

⑾　担当者氏名及び連絡先

２　前項の申請は、実施要綱第６条第１項各号に定める活動等の実施の日の１０日前までにするものとする。

３　市長は、前２項の規定による申請があった場合において、クマポを付与すべきものと決定したときは、その旨を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により、登録付与対象団体に通知するものとする。

４　市長は、クマポを付与しないことに決定したときは、理由を付して書面により、登録付与対象団体に通知するものとする。

５　市長は、クマポの付与の決定に当たっては、実施要綱第１条に掲げた目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（クマポの付与決定の取消し等）

第４条　市長は、登録付与対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、クマポの付与の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段によりクマポの付与を受けたとき。

⑵　クマポを実施要綱第６条第１項各号に定める付与対象活動以外に利用したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、この要領及び実施要綱に違反したとき。

（委任）

第５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。